

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（たばこ税）</span>	
要望項目名	国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）                  地方たばこ税</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていること等、たばこ対策が重要な公衆衛生施策として位置づけとされていることも踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、以下を要望する。</p> <p>① たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。                  ② 紙巻たばこ旧3級品の税率の経過措置を廃止する。                  ③ かぎ用の製造たばこ等に関して、課税の換算方法を見直す。</p>	
関係条文	<p>地方税法第74条の4、第74条の5、第467条及び第468条、附則第12条の2及び第30条の2                  たばこ規制枠組条約第6条</p>	
減収見込額	<p>[初年度]        -        (        -        )        [平年度]        ((一部) +26,670)</p> <p>[改正増減収額]        (一部) +26,670        (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的                  たばこ税の税率を引き上げることによって、たばこの消費抑制を図り、もって国民の健康増進に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>○ 喫煙の健康への悪影響は明らかであるが、いまだ日本の喫煙率が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は男性非喫煙者に比べて約4.5倍高い</li> <li>・ 慢性閉塞性肺疾患(COPD)による死亡原因の約5割が喫煙</li> </ul> <p>○ 平成17年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」では、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていること、並びに価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させることに関する効果的及び重要な手段であること等が規定されている。一方、他の先進諸国と比べて我が国のたばこ価格が低い状況にある。</p> <p>○ 平成25年8月上旬から日本たばこ産業株式会社(JT)がかぎ用製造たばこ(無煙たばこ)であるスヌースの販売(スウェーデンからの輸入販売)を大阪市内の一部販売店で開始した。かぎ用製造たばこについては、日本学術会議が健康影響を懸念し、対策を求める提言を出しており、政府としても対策が必要である。</p> <p>○ 紙巻たばこ旧3級品の売り上げが近年上昇傾向であり、対応が必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	
ページ		3—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。 (政策目標10) 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること。 (10-2) 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること。
	政策の達成目標	たばこの消費を減少させることで、たばこの健康に与える影響を低減させる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	例えば、平成22年10月の増税(70円/箱)では、値上げ幅+37%に対して、販売数量▲16%、成人喫煙率▲14%の効果が見られた。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成17年度からたばこ対策促進事業として、都道府県等のたばこ対策への補助を実施している(平成26年度予算39,837千円)。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	たばこ対策促進事業において都道府県等が行うたばこ対策の支援を行うことで、健康増進に係る社会環境整備の推進を図る。
	要望の措置の妥当性	たばこの課税に関する措置は、日本も受諾している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」においても提唱されており、過去にもたばこ税の税率を引き上げることによって消費量が減少したことから、効果があると思料。なお、かぎ用製造たばこについては、スウェーデンからの輸入販売に限られており、国内葉たばこ生産には影響を与えないと思料。
	ページ	3—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>○平成 23 年度与党税制改正大綱において、</p> <p>「たばこ税について、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げて行く必要があります。この方針にそって、平成 22 年度税制改正では、1 本あたり 3.5 円の税率の引き上げを実施しました。平成 24 年度税制改正以降の税率引き上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断していきます。」と記された。</p> <p>○平成 24 年度与党税制改正大綱において、</p> <p>「たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。平成 25 年度税制改正以降の税率引き上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断していきます。また、今後のたばこ事業のあり方の検討に際しては、平成 22 年度税制改正大綱及び平成 23 年度税制改正大綱で示した方針並びに復興財源確保法に基づく日本たばこ産業株式会社の株式の処分及びその保有のあり方の検討との整合性に留意します。」と記された。</p> <p>○平成 25 年度及び平成 26 年度税制改正では、たばこ税の増税は認められなかった。</p>
ページ	3—3